

学校法人三室戸学園役員等報酬支給基準規程

役員及び評議員に対する報酬及び給与は、下記の基準によるものとする。

（報酬体系）

第1条 役員及び評議員の報酬区分を下記の通りとする。

- （1）役員手当
- （2）評議員手当
- （3）特別加算

- 2 兼務役員は、前項の外、兼務する職務について給与を支給する。但し、この場合の給与は、学歴・能力・経験・技術などを考慮して各人ごとにこれを定める。
- 3 役員手当は、各人ごとの職務内容及び勤務状況を勘案して定めるものとする。
- 4 評議員手当は、評議員会への出席に応じて支給するものとし、職員の評議員には支給しない。
- 5 創立者及びこれに準ずる者については、特別加算を支給することがある。

（報酬の算定）

第2条 役員報酬の総額は、理事会の議を経て定め、各役員の報酬は、その総額の範囲内で理事長がこれを定める。

（〔役員手当〕〔評議員手当〕〔賞与〕の決定方法）

第3条 役員手当及び評議員手当は、別紙のとおりとし、原則として賞与は支給しないものとする。但し、理事長が理事会の議を経て、特別の支給方法を定めた者は、この限りとしない。

- 2 理事長は、特に必要と認めた者については、理事会の議を経て、役員手当を支給しないことができる。

（支給方法）

第4条 役員報酬及び給与は、月給制とし、毎月25日に支給する。

- 2 評議員手当は、会議開催月の翌月25日に支給する。

（その他）

第5条 本文に定めのない事項については、その都度理事長が、これを定める。

（改廃）

第6条 本規程の改廃は、評議員会の意見を聴取し理事会で行う。

附 則

この規程は、昭和60年4月1日より施行する。

この規程は、平成28年4月1日より施行する。

この規程は、令和5年4月1日より施行する。

この規程は、令和7年3月26日に改定し、令和7年4月1日から適用する。

【別 紙】

(1) 理事長 年額 840 万円以内で、理事会の議を経て決定する。

(2) 常勤理事及び非常勤理事

理事長は、次の号俸から、本規程第1条の3により決定する。

号 俸	年 額 (円)
1	600,000
2	1,200,000
3	1,800,000
4	2,400,000
5	3,000,000

(3) 常勤監事

理事長は、次の号俸から、本規程第1条の3により決定する。

号 俸	年 額 (円)
1	2,400,000
2	3,600,000
3	4,800,000

(4) 非常勤監事

理事長は、次の号俸から、本規程第1条の3により決定する。

号 俸	年 額 (円)
1	720,000
2	1,440,000
3	2,880,000

(5) 評議員

評議員手当は、評議員会1回の出席に付き15,000円とする。